

住民主体のまちづくり

No.6 2014. 5

編集発行：車尾地域づくりモデル検討会

■米子市の未来づくり・ひとづくり講演会が実施

米子市民自治基本条例の趣旨である「市民が主体となったまちづくり」を進めるために、住民自治とまちづくりの意義や、住民が主体的にまちづくりに取り組んでいる先進地の事例などを学び、住民が主体性を持ってまちづくりに取り組む意識の醸成を図ることを目的に、去る2月3日（金）米子コンベンションセンターで実施されました。前号につづき主な内容を紹介します。

まちづくりは三次元で捉えたとき、市民自治はどう位置づけられるか

まちづくりの三次元化	= 地域資源	×	地域発自治創造	×	地域人材
	= 発掘・創造	×	ローカル・ルールとガバナンスの構築	×	学び・交流・人づくり
	= 地域の誇り	×	納得・共感	×	希望・情熱

「市民自治」基本条例の志を起点に!

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

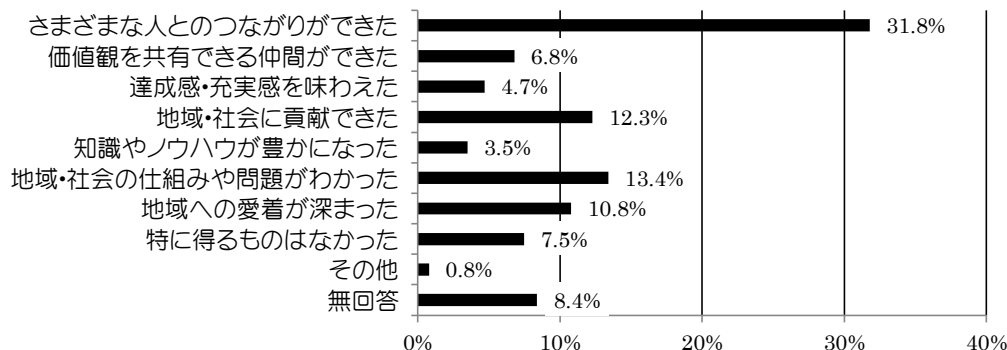
第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとします

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進していくように努めるものとします。

■住民アンケートの集計より

869世帯から回答をいただき、回答率は36.2パーセントでした。引き続き結果を載せていますので、参考にしてください。

あなたは、自治会の行事や活動等に参加して、どんなことを得ましたか。（3つまで）



自分たちのまちは 自分たちの力で